

## 卸売市場法改正に伴う検討事項

卸売市場法（以下「法」という。）の改正に伴い、道では、今後、次の事項について改正又は廃止等の検討を進めていかなければなりません。

検討を進めるに当たっては、国や他県の動向を踏まえ、各市場関係者等の意見などを聞きながら、当審議会に諮問等を行った上、条例の改正又は廃止を道議会に提案していきます。

### 1 北海道地方卸売市場条例

法に基づく位置付け	現 行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法に委任された手続等（許可申請の必要事項等）を規定</li> <li>・中央市場に準拠した取引規制（第三者販売の禁止、直荷引の禁止等）を規定</li> </ul>
	改正後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例委任の廃止（申請様式・必要書類含め、必要な手続等は法令で完結）</li> <li>・取引規制の廃止（取引ルール自由化）</li> </ul>
国の見解		<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県条例を必要としなくなるよう法改正を行っている</li> <li>・条例で上乗せ規制はできない</li> </ul>

### 2 北海道卸売市場整備計画

法に基づく位置付け	現 行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場の整備促進が目的</li> <li>・国が整備基本方針を定め、それに則し、道で策定</li> </ul>
	改正後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法に基づく位置付けの廃止、改正法の施行により計画は失効（整備促進の目的、整備基本方針、整備計画の規定が廃止）</li> </ul>
国の見解		<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に卸売市場は全国的に整備されている状況</li> </ul>

#### 【留意点】

- ・現計画は、H28～32年度の5カ年だが、「国や道の卸売市場施策の見直しがあるなど、この計画の推進に大きな影響が生じた場合には、審議会の意見を踏まえ計画を見直すなど必要な措置を行う。」ものとしている。
- ・道として、整備計画等に代わる今後の卸売市場のあり方などをまとめる「新たな方針（仮）」策定の必要性。

### 3 北海道卸売市場審議会

法に基づく位置付け	現 行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備計画その他卸売市場に関する重要事項の調査審議のため設置</li> </ul>
	改正後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法に基づく位置付けの廃止（審議会規定が廃止）</li> </ul>

#### 【留意点】

- ・卸売市場のあり方など、重要な事項について、専門家の意見を拝聴する機会の確保。

### 4 関係規程の改廃

- ・法・条例の改廃に伴い、関係規程の改廃が必要  
 （経済部手数料条例、北海道事務決裁規程、卸売市場法等に関する事務取扱要領、北海道地方卸売市場検査要領 など）

# 卸売市場法改正に伴う北海道地方卸売市場条例等の改廃検討スケジュール

※平成30年7月現在の想定であり、変更の可能性があります。

項目	内容	平成30年度				平成31年度			平成32年度	
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		1～3月
卸売市場法	H30改正法公布、2年後施行 ・都道府県条例への委任、整備計画、審議会の規定廃止	改正法公布 (6月22日)							6月頃、改正法施行 (公布から2年を超えない範囲)	
国	卸売市場の業務運営、施設に関する基本的な事項を定めた基本方針 ・申請書等の記載項目、様式 ・業務規程に盛り込む事項など		「案」の提示?	制定					施行	
北海道卸売市場審議会	○整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項の審議 ・条例等の改廃 ・整備計画の改廃、整備計画に代わる新たな方針策定(仮) ・審議会自体のあり方(法改正・条例改廃に伴い、現在の位置付け廃止)		【報告】 法改正について	【諮問】 条例の改廃 審議会のあり方 整備計画改廃 (新たな方針(骨子))	【協議】 条例・審議会・整備計画の改廃 (新たな方針(作業))	【答申】	審議 員 改 選		現行法・条例に基づく審議会の廃止 新たな体制・仕組み	
北海道地方卸売市場条例/施行規則	○法改正に伴う改廃 ・法に委任された手続等を定めた条例であり、法改正により条例を必要としない。(国の見解) ・道条例で上乗せ規制はできない。(国の見解) ・他県の動向を参考とする。	他県把握 ・市場(開設者、卸売業者等)アンケート・ヒアリング 改正法の影響 条例改廃の影響 認定取得の考え 道への期待 など				31第3回定例道議会 (条例改正の場合)		32第1回定例道議会 (条例廃止の場合)	条例の改廃施行	
第10次北海道卸売市場整備計画 (新たな方針の策定)	○整備計画のあり方検討 ・現計画は、H28～32の5カ年だが、改正法施行後、法的な位置付けがなくなる。 ・「国や道の卸売市場施策の見直しがあるなど、この計画の推進に大きな影響が生じた場合には、審議会の意見を踏まえ計画を見直すなど必要な措置を行う。ものとしていえる。 ・道として整備計画等に代わる「新たな方針(仮)」を策定するか、とつが。					素案のバック メ	案 策 定	決定	法的な位置づけ廃止 (新たな方針施行)	
道	関係規程								改廃	
改正法に基づく認定 (北海道地方卸売市場業務規程例など)	○改正法に基づく認定手続き ○規程例の廃止 ・国では新たに規程例は定められない方針、何らかの方向性を示す見込み。(現行：国が定めた例に沿って、道が作成。認定申請の添付書類で各自、各市場で業務規程を改正する必要。(市場ごとの独自ルール)								改正法に基づく、卸売市場の認定申請 (法施行の6ヶ月前から) ・新たな業務規程の添付	改正法に基づく認定 (業務規程例の廃止)